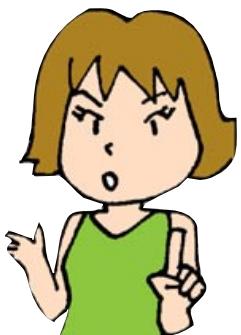


交通社会人としての自覚はできている？



高校生になると、中学生より、
交通事故の死傷者数が2倍に増えるんだよ。
また、被害者だけでなく、
自分が加害者になることだって
ありうるんだってことがわかったかな？

まとめクイズ

Yes、Noのどちらかを選んでください

Q1. 高校生になると交通事故死傷者数が増えるが、
理由の1つは、二輪車や四輪車の免許を **Yes** **No**
取得できる年齢になり、運転中に事故に
あうケースが出てくるからだ。

Q2. 自転車と四輪車、自転車と歩行者など、
自転車が関係した事故のほぼ100%が、 **Yes** **No**
自転車に乗っていた人に非はない。

Q3. 18歳では、四輪車運転中と四輪車同乗中の
交通事故死傷者数はほぼ同じである。 **Yes** **No**

Q4. 免許取得後1年未満の初心運転者は
慎重に運転するので、 **Yes** **No**
熟練者より事故が少ない。



→解答は次ページに！



まとめクイズの解答と解説

Q1. Yes

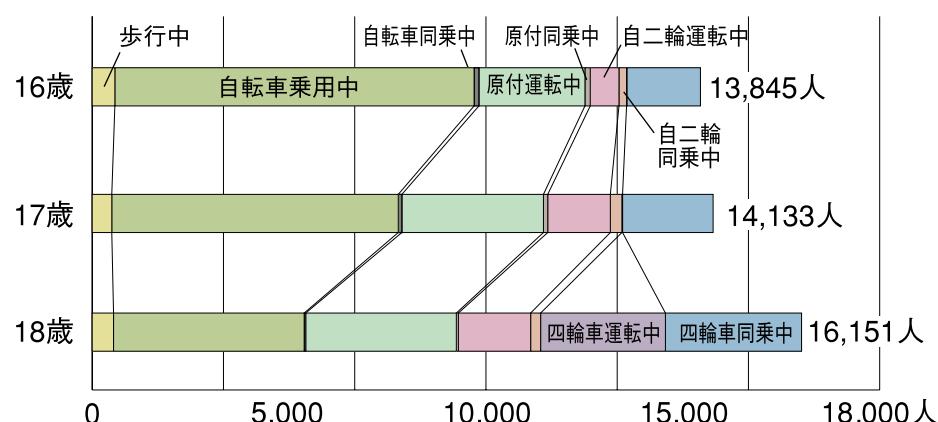
16歳の誕生日から原付、普通二輪車の免許が取れ、18歳の誕生日から普通自動車、大型二輪車の免許が取れ、運転するようになるので、二輪車、四輪車運転中の事故が増えます。

Q3. Yes

死傷者数は、16歳（高校1年生年代）では自転車乗用中がトップ。18歳（高校3年生年代）では四輪車に乗っているときがトップで、運転中と同乗中がほぼ同じです。自分で運転するときだけでなく、友だちや先輩に乗せてもらうときにも、十分気をつけることが必要です。

（下のグラフ参照）

グラフ1 16～18歳の状態別死傷者数



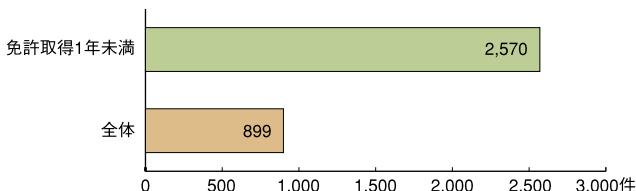
（財）交通事故総合分析センター 平成20年

コラム 1

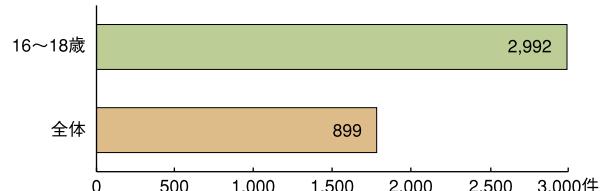
初心運転者と事故

免許を取ったばかりの人や16～18歳（高校生年代）は事故を起こしやすいのです。

グラフ2 免許保有者10万人あたりの交通事故件数（1当[※]）



グラフ3 運転者の10万人あたりの交通事故件数（1当[※]）



※1当：加害者

（財）交通事故総合分析センター 平成20年

●交通社会人として自覚をもとう！

高校生年代は二輪車や四輪車との素晴らしい出会いがありますが、加害者として事故に関わるケースも増えています。

高校生の交通事故の37%が「加害事故」

高校生になると、自転車での行動範囲も広がり、二輪車、四輪車に乗ることもあります。そのため、加害者として事故に関わる比率が、中学生年代では約20%なのに対して、高校生年代では約37%にまで高くなります。

交通事故で人を死傷させると、高校生も、刑事責任（懲役や禁錮など）、行政責任（免許の取り消しや減点など）、民事責任（損害賠償責任）という3つの責任を問われます。ただし、刑事责任については、大人（成人）と異なり、「少年法」に基づき処理されます。これは「刑罰」によってではなく、「教育」によって対処しようという考え方のためです。

自転車事故でも賠償責任がある

最近、自転車乗用中の高校生が、歩行者を死傷させるといった加害事故が目立ちます。免許を必要としない自転車ですが、事故を起こして加害者と判定されると賠償責任が問われます。たとえば女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で（道交法違反）走行中、前方を歩行中の女性と衝突し、女性



自転車に乗っている高校生が加害者になるケースが増えています

に重大な障害が残った事故では、この高校生に5,000万円の損害賠償金が請求されています。この場合、高校生が社会人になって給与の中から毎月支払うか、もしくは、その監督義務者（多くは親）に賠償請求され、親が支払うケースもあります。

また、法律上の3つの責任以外に、「道義的責任」もあり、加害者として、被害者の気持ちを考えて誠実に対処しなくてはいけません。

コラム 2

大人の場合の刑事责任

二輪車や四輪車、自転車運転中に相手を死傷させると以下のような刑罰があります。
交通死傷事故で、刑事事件として起訴されるのは100件中約11件です。

事故	運転者	刑罰	禁錮、懲役
交通事故で相手を死傷させる	四輪車 二輪車	過失運転致死傷罪	7年以下の懲役 ^{*2} もしくは禁錮 ^{*3} または100万円以下の罰金
	自転車	重過失致死傷罪	5年以下の懲役 ^{*2} もしくは禁錮 ^{*3} または100万円以下の罰金
悪質、危険な運転で死傷事故を起こす ^{*1}	四輪車 二輪車	危険運転致死傷罪	負傷／15年以下の懲役 死亡／1年以上20年以下の懲役

- *1 悪質、危険な運転とは以下をさす
 - ・アルコールや薬物等の影響
 - ・制御不可能な高速度による運転
 - ・他車や歩行者などの通行妨害を目的とする危険な割り込み
 - ・危険な速度での信号無視
- *2 懲役 刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる
- *3 禁錮 刑事施設に拘置する



新聞や本などの資料、インターネットなどを使って、調べて考えてみましょう

- ・中学生のときと比べて、自分の交通行動でどんなところが変わったと思いますか？ →

- ・自分の知っている人で事故にあった人はいますか？ →
どんな事故でしたか？
それを聞いてどう思いましたか？

- ・二輪免許取得、普通免許取得について、あなたの学校の規則ではどうなっているかを調べてみましょう。 →



M E S S A G E

交通は相手がいる。他人のことを考えるのが基本

吉田螢一郎 日本体育大学名誉教授 日本安全教育学会会長

教習所では、知識や技術については、丁寧に教えてくれます。確かにそれも重要ですが、それだけでは良いドライバーにはなれません。運転には、他にも「セルフコントロール」や「相手のことを思いやる気持ち」が必要となります。

交通には、まず、相手があります。相手が次にどういった行動をとるのか、それを常に予測しながら動く必要があります。日常生活において、自分のことしか考えていない人は、すぐに事故を起こしてしまいます。

たとえば私が歩道を歩いていると、自転車に「よけてくれ」といつもベルを鳴らされます。本来、歩道では、自転車が優先なのではなく、歩行者の妨げとならない限り歩道を通行してもいい、というものなのです。相手を思いやり、ゆずりあうということを、ぜひ日常生活でも実践してください。